

京丹後市最終処分場整備工事に係るプロポーザル募集方針

第1 事業概要

1 工事名

京丹後市最終処分場整備工事

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（最終処分場）

3 事業の目的

市内で発生する一般廃棄物の適正かつ安定した最終処分を継続するため、新たな最終処分場の整備工事を行うもの。

4 工事場所

京丹後市網野町三津地内

5 工事内容

施設の種類：一般廃棄物処理施設（最終処分場）

6 工期

契約締結日の翌日から令和11年12月28日まで

※ 当該工事の請負契約は、京丹後市議会の議決に付すべき契約となり、本契約の締結は令和9年3月議会を予定する。

7 本工事の実施形態

- （1）本工事は、埋立地造成工事と浸出水処理施設等建設工事に大別され、前者は仕様規定、後者は性能規定とし、両工事を一括して行う。
- （2）本工事を実施する事業者には、専門的かつ高度な技術力が要求されることから、公募型プロポーザル方式により技術提案を募集し、最も適切な者を選定する。
- （3）本工事は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

8 本工事の区分

区分		概 要
埋立地造成工事	仕様規定	埋立地造成工事
		施設規模 埋立面積 16,500m ² 、埋立容量 112,000m ³ 、埋立期間約 15 年 埋立構造 準好気性埋立構造 埋立深さ H=14.0m

[illegible]

9 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 8 年 10 月下旬	公募開始、募集要領等
令和 8 年 10 月下旬	本募集要領（応募資格）に関する質問の受付締切
令和 8 年 10 月下旬	本募集要領（応募資格）に関する質問回答の公表
令和 8 年 11 月上旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付締切
令和 8 年 11 月中旬	資格審査結果の通知
令和 8 年 11 月中旬	募集要領等に関する質問の受付締切
令和 8 年 11 月下旬	募集要領等に関する質問回答の公表
令和 9 年 1 月中旬	技術提案書類の受付締切
令和 9 年 2 月中旬	技術提案書類に関するヒアリング、審査
令和 9 年 2 月中旬	優先交渉権者の決定
令和 9 年 3 月上旬	仮契約締結
令和 9 年 3 月下旬	契約締結

10 法令等の遵守

本市及び事業者は、本工事を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第 2 応募に関する条件等（案）

1 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たした特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「建築工事」とは、浸出水処理施設上屋、埋立前処理施設及び倉庫棟に係る建築工事（建築電気設備工事及び建築機械設備工事を含む。）をいう。
- ② 「建築工事担当構成員」とは、建築工事を分担して施工する構成員であって、構成員 1、構成員 2 又は構成員 3 のうち、参加資格確認申請時に応募者が指定する 1 者をいう。
- ③ 「設計協力事務所」とは、建築工事に係る設計の一部を担う者であって、建築士法第 23 条の規定による建築士事務所の登録を受けた者（構成員及び協力会社以外の者を含む。）をいう。
- ④ 「協力会社」とは、構成員以外の者であって、共同企業体から工事の一部を請け負い、又は技術者を配置するものとして参加資格確認申請時に応募者が指定する者をいう。

（1）共同企業体としての資格要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 経営の形態は、共同施工方式（甲型）又は分担施工方式（乙型）のいずれかであること。

ウ 構成員は、5 者以内で構成するものとし、施工方式により下記のとおりとする（共同企業体の構成については評価の対象外とする）。

（ア）共同施工方式（甲型）

1(2)及び1(3)の資格要件を満たすもの（以下「構成員 1」という）1 者。1(2)及び1(4)の資格要件を満たすもの（以下「構成員 2」という。）1 者。ただし、構成員 2 と同様の資格要件を満たす協力会社の参画をもって代えることができる。この場合、構成員 2 は不要とする。1(2)及び1(5)の資格要件を満たすもの（以下「構成員 3」という。）1 者以上 3 者以内の組み合わせとする。

（イ）分担施工方式（乙型）

構成員 1 が 1 者。構成員 2 が 1 者。構成員 3 が 1 者以上 3 者以内の組み合わせとする。
なお、各々の分担する建設業務において、構成員が複数となる場合は共同施工方式（甲型 JV）を結成することは妨げない。ただし、分担施工方式においては、協力会社形態による応募は認めない。

エ 1 構成員の出資比率（分担工事金額比率）は、企業体の編成方針に基づき、その比率又は

分担によるものとし、最小限度は請負額の 10%とする。

オ 各構成員の分担する工区又は工種等の責任の範囲が、共同企業体協定書等において明確にされていること。

カ 一の企業は、本工事の応募において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

キ 応募者は、参加資格確認申請時に、次の事項を記載した施工体制表を提出しなければならない。

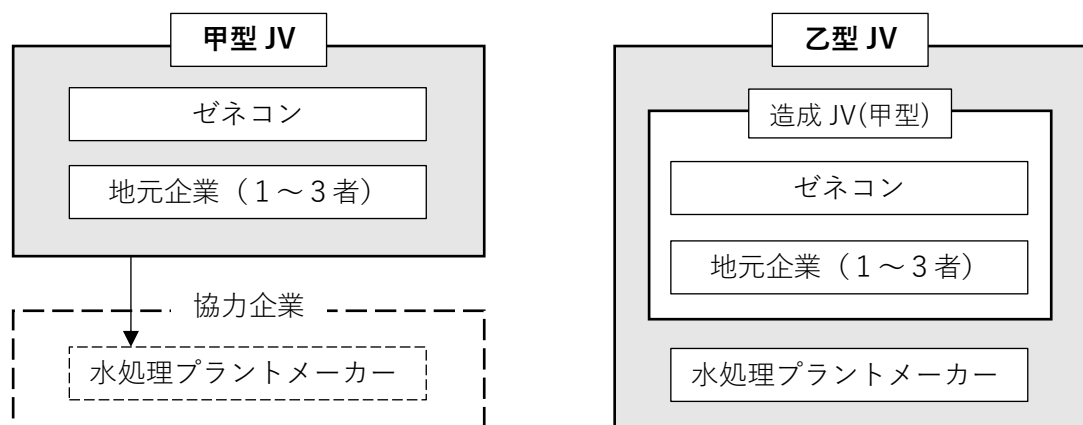
(ア) 第 18 に定める工事区分ごとの担当構成員（建築工事にあつては建築工事担当構成員）

(イ) 配置予定技術者の氏名、資格、所属（構成員、協力会社又は設計協力事務所の別）及び担当する工事区分

(ウ) 設計協力事務所を用いる場合は、その名称及び担当業務の範囲

ク 本市は、前号の施工体制表により、建設業法その他の関係法令に基づく配置技術者の要件が充足されていることを確認するものとし、充足されていないと認めるときは、当該応募者を参加資格を有しない者として取り扱う。

想定される JV 構成（例）イメージ



(2) すべての構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 公示の日から契約までの間のいずれの日においても、京丹後市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画

の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

エ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

オ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

カ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

キ 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

ク 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）に滞納がない者であること。

ケ 「京丹後市新最終処分場整備に係る実施設計業務」又は「京丹後市新最終処分場建設工事に係る発注支援業務委託」の受託者（株式会社エイト日本技術開発）と資本若しくは人事面において関連がないこと。

なお、資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当することをいう。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第 2 条 3 号の規定による子会社をいう）の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（ウ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

（エ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

（オ）上記（ア）から（エ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（３）構成員 1（代表者）の資格要件

ア 公示日において、令和 8 年度の京丹後市建設工事（土木工事）入札参加資格者名簿への登録があること。

イ 公示日から起算した最新の経営事項審査の土木工事における総合評定値（P 点）が 1,200 点以上であり、建設業法第 3 条の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

ウ 支店等の場合にあっては、当該支店等が建設業法第 3 条に規定する営業所（土木一式工事に係る建設工事の請負契約を締結する事務所）であること。

エ 平成 23 年度以降に完成した国、地方公共団体又は事業組合等の発注による一般廃棄物最終処分場、管理型産業廃棄物最終処分場において、施設規模が埋立容量 112,000m³ 以上の整備工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。

オ 1(1)ウ(ア)ただし書の規定により、構成員 2 と同様の資格要件を満たすものを協力会社（以下「浸出水処理施設協力会社」という。）として参画させる場合（以下「協力会社形態」という。）は、本号に定める要件に加え、1(7)に定める資格要件をすべて満たすこと。

カ 下記（ア）から（ウ）まですべての要件を満たす監理技術者を、本入札に付する工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、施工に当たって、監理技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任で配置すること。

（ア）1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

① 技術士（建設部門）の資格を有する者

② これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

（イ）土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で監理技術者講習修了証を有するもの

（ウ）代表構成員として申請した者と直接的かつ恒常的（申請書提出期限日を含め連続して 3 か月以上継続していること。）な雇用関係にある者

（４）構成員 2 の資格要件

構成員 2 を共同企業体の構成員とする場合、構成員 2 は次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、協力会社形態による場合における構成員 1 及び浸出水処理施設協力会社の資格要件は、1(7)に定めるところによる。

ア 公示日において、令和 8 年度の京丹後市建設工事（機械器具設置又は清掃施設）入札参加資格者名簿への登録があること。

イ 経営事項審査結果の「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」の総合評定値（P 点）が 1,000 点以上の者。

ウ 「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成 23 年度以降に完成した地方公共団体又は事業組合等の発注による一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、処理量 70m³/日以上浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。

オ 次に掲げる技術者を配置できること。

（ア）設計と施工の全てを総括監理する者（以下「現場代理人」という。）

（イ）プラント設備工事に係る設計を監理する技術者（以下「設計監理技術者（プラント）」という。）

（ウ）建築工事に係る設計を監理する技術者（以下「設計監理技術者（建築）」という。）

(エ) プラント設備工事に係る施工を監理する技術者（以下「施工監理技術者（プラント）」という。）

なお、施工監理技術者（プラント）が現場代理人を兼務することを認めることとする。

また、建築工事に係る施工を監理する技術者については、1(6)に定めるところによる。

カ 前号の技術者の配置に関する要件は、次のとおりとする。

(ア) 現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、構成員からの配置とする。

(イ) 設計監理技術者（プラント）は、構成員又は協力会社からの配置を認めることとする。

(ウ) 設計監理技術者（建築）は、構成員、協力会社又は設計協力事務所からの配置を認めることとする。

(エ) 現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、建設業法の規定に基づき本工事の専任で配置し、技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き配置した構成員と直接的雇用関係にあること。

(オ) 設計監理技術者（プラント）及び設計監理技術者（建築）は、技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き配置した構成員、協力会社又は設計協力事務所と直接的雇用関係にあること。

(カ) 現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。なお、設計監理技術者（プラント）及び設計監理技術者（建築）については、この限りではない。

(キ) 設計監理技術者（建築）は、技術提案書提出日までに1級建築士の資格を有する者であること。

(ク) 設計監理技術者（プラント）は、浸出水処理施設又は同種の水処理施設の設計業務に従事した経験を有する者であること。

(ケ) 施工監理技術者（プラント）は、技術提案書提出日までに「機械器具設置工事業」又は「清掃施設工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。

(5) 構成員3の資格要件

ア 京丹後市内に建設業法第3条の規定に基づく本店を有する者（市内業者）で、公示日において、令和8年度京丹後市建設工事競争入札参加資格者のうち、「土木一式工事」又は「建築一式工事」の「A等級」に認定されている者であること。この場合において、構成員3が建築工事担当構成員となるときは、「建築一式工事」の「A等級」に認定されている者であることを要する。

イ 下記（ア）、（イ）記載のすべての要件を満たす主任技術者を、本入札に付する工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、施工に当たって、主任技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任で配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ① 技術士（建設部門）の資格を有する者
 - ② 1級建築士の資格を有する者
 - ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- （イ）他の構成員として申請した者と直接的かつ恒常的（申請書提出期限日を含め連続して3か月以上継続していること。）な雇用関係にある者

（6）建築工事担当構成員の資格要件

建築工事担当構成員は、構成員1、構成員2又は構成員3のうちいずれか1者とし、当該構成員は、その者に適用される1(3)、1(4)又は1(5)に定める資格要件に加え、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 建設業許可

建築工事の施工に必要な建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可（建築一式工事に係るものを含む。）を有すること。この場合において、当該許可は、その分担する工事の内容及び金額に応じ、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可であることを要する。

イ 入札参加資格

公示日において、令和8年度の京丹後市建設工事（建築工事）入札参加資格者名簿への登録があること。ただし、建築工事担当構成員が構成員2である場合は、この限りではない。

ウ 配置技術者

建築工事に係る施工を監理する技術者（以下「施工監理技術者（建築）」という。）を、本工事の工事現場に専任で配置できること。

エ 施工監理技術者（建築）の要件

（ア）技術提案書提出日までに、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。ただし、その分担する建築工事について建設業法上の監理技術者の配置を要しない場合は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者をもって代えることができる。

（イ）技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き、建築工事担当構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

（ウ）本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。

（エ）施工監理技術者（建築）は、1(3)カに定める監理技術者、1(4)オ(エ)に定める施工監理技術者（プラント）及び1(5)イに定める主任技術者と兼務することができない。ただし、建設業法その他の関係法令の規定により兼務が認められる場合は、この限りではない。

オ 設計協力事務所を用いる場合の要件

建築工事に係る設計の一部を設計協力事務所に委託する場合は、当該設計協力事務所の名称、建築士事務所登録番号及び担当技術者を参加資格確認申請書に記載すること。この場合においても、建築工事に係る設計及び施工の責任は、共同企業体が一体として負うものとする。

(7) 協力会社形態による場合の構成員 1 の追加資格要件

協力会社形態により応募する場合、構成員 1 は 1(2)及び 1(3)に定める資格要件に加え、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 建設業許可

「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」について、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 施工実績

平成 23 年度以降に完成した一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。

ウ 配置技術者

1(4)オ及びカに定める現場代理人、設計監理技術者（プラント）、設計監理技術者（建築）及び施工監理技術者（プラント）を配置できること。この場合において、1(4)オ及びカ中「構成員」とあるのは「構成員 1」と読み替えるものとする。

エ 兼務制限

前号に定める施工監理技術者（プラント）は、1(3)カに定める監理技術者と兼務することができない。ただし、建設業法その他の関係法令の規定により兼務が認められる場合は、この限りではない。

オ 設計監理技術者の配置元

1(4)カ(イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、設計監理技術者（プラント）は、構成員又は浸出水処理施設協力会社からの配置を認めることとする。設計監理技術者（建築）は、構成員、浸出水処理施設協力会社又は設計協力事務所からの配置を認めることとする。

カ 建築工事担当構成員

協力会社形態による場合、1(6)中「構成員 1、構成員 2 又は構成員 3」とあるのは「構成員 1 又は構成員 3」と、「1(3)、1(4)又は 1(5)」とあるのは「1(3)及び 1(7)又は 1(5)」と読み替えるものとする。

キ 浸出水処理施設協力会社に関する要件

- (ア) 浸出水処理施設協力会社は、1(2)に定める要件（同号ケを含む。）を満たす者であること。
- (イ) 浸出水処理施設協力会社は、1(4)ア、イ、ウ及びエに定める要件を満たす者であること。
- (ウ) 浸出水処理施設協力会社は、共同企業体の出資比率（分担工事金額比率）の算定に含めない。
- (エ) 参加資格確認基準日の翌日以降に浸出水処理施設協力会社が（ア）及び（イ）の要件を欠いた場合の取扱いは、2(2)から(4)までの規定を準用する。この場合において、「構成員」とあるのは「浸出水処理施設協力会社」と読み替えるものとする。

ク 施工体制の確認

協力会社形態による場合、構成員 1 は、1(1)キに定める施工体制表において、浸出水処理施設等建設工事に係る施工管理の実施体制を明らかにしなければならない。本市は、当該体制が建設業法第 22 条の規定に照らし適切でないと認めるときは、当該応募者を参加資格を

有しない者として取り扱う。

(8) その他

- ア 事業協同組合等にあつては中小企業庁の官公需適格組合の証明（入札日において有効なもの）を受けている者であること。また、「官公需適格組合」と「その組合員」が結成する共同企業体又はそれぞれが独自に結成する両共同企業体は、参加申請することは認められない。
- イ 共同企業体結成後、承認を得る前に構成員を変更することは原則として認めない。

2 参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。ただし、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書類提出日までの間に参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該参加者は本プロポーザルに参加できない。ただし、参加者が共同企業体の場合であつて、代表構成員以外の構成員が参加資格を欠いた場合は、当該参加者は、参加資格を欠いた構成員に代わつて、参加資格を有する構成員を補充し、参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は本プロポーザルに参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 技術提案書類提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に参加者が参加資格要件を欠いた場合、本市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、参加者が共同企業体の場合であつて、代表構成員以外の構成員が参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者又は次点交渉権者が参加資格を欠いた場合、本市は優先交渉権者又は次点交渉権者を本工事を実施する者として決定しない場合がある。また、本市が本工事を実施する者に決定した者が参加資格を欠いた場合、本市は契約を締結しない場合がある。これらの場合において、本市は一切の費用負担を負わないものとする。
- (5) 設計協力事務所については、2(2)から(4)までの規定を準用する。この場合において、「構成員」とあるのは「設計協力事務所」と読み替えるものとする。ただし、設計協力事務所の変更については、本市の承認を得た場合に限り認めるものとする。

参考【技術者配置一覧】

技術者	配置元	資格要件	専任
監理技術者（土木）	構成員 1	1 級土木施工管理技士等 + 土木の監理技術者資格者証	専任
現場代理人	構成員 2 又は構成員 1	定め無し	専任
設計監理技術者（プラント）	構成員 2 又は協力会社	設計業務に従事した経験	兼務可
設計監理技術者（建築）	構成員、協力会社又は設計協力事務所	1 級建築士	兼務可
施工監理技術者（プラント）	構成員 2 又は構成員 1	機械器具設置／清掃施設の監理技術者資格者証	専任
施工監理技術者（建築）	建築工事担当構成員（構成員 1・2・3 のいずれか）	建築工事業の監理技術者資格者証（又は主任技術者）	専任
主任技術者	構成員 3	1 級土木／1 級建築施工管理技士等	専任

第 3 募集方針に関する質問事項

1 質疑応答等

募集方針について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、これ以外による質問の提出は認めない。

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出期間 令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 5 時まで
- (3) 提出場所 事務局
- (4) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (5) 回答方法 令和 8 年 10 月 2 日（金）に本市公式ホームページに掲載する予定。

2 問い合わせ先（事務局）

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889

京丹後市市民環境部 生活環境課

電話 : 0772-69-0240

e-mail : kankyo@city.kyotango.lg.jp